

食品流通高付加価値モデル推進事業

【食品流通高付加価値モデル推進事業 33(41)百万円】

対策のポイント

食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して、地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発等付加価値の向上を図る取組を支援します。

(商店街の現状)

- ・ おおむね76%の商店街が空き店舗を抱えています。2006年には都市計画法、中心市街地活性化法の改正が行われ、10000㎡以上の大規模集客施設は立地が規制されることになりました。本格的な人口減少社会が到来する中、中心市街地を活性化し、コンパクトシティを目指すべきとの認識が生まれつつあります。

(課題)

- ・ 近年の厳しい経営環境や後継者の確保難等により店舗数が減少し、特に中心市街地においては、商店街の崩壊現象により地域の最寄りの食品購入先が消失し、地域の消費者の利便が低下したほか、地域振興(まちづくり)への影響が懸念されています。
このため、消費者に最も近い食品小売業者等の発想を核とした産地と消費地との連携を図っていく必要があります。

政策目標

新たな取組を実証した食品小売業者等の従業員1人当たりの取扱金額の対前年比向上

<内容>

食品小売業者や商店街振興組合等が生産者等と連携し、食品小売業者及び商店街(中心市街地)の活性化のための以下の取組を行う場合に支援を行うとともに、その事業効果について分析等を行います。

地域農水産物を活用したメニュー提案やブランド化、オリジナル商品の開発を支援します。

地域農水産物の商品・栄養・調理情報等の普及・啓発を図ります。

地域農水産物を活用した商店街全体の品揃えの強化を図ります。

産地交流等による地域へのサービス向上の取組を支援します。

補助率【定 額、1/2】

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成17年度～平成21年度

[担当課：総合食料局流通課(03-3502-8236(直))]